

介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション

医療法人社団黎明会さくらの丘クリニック運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 黎明会さくらの丘クリニック（以下「事業所」という。）において行う指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 黎明会 さくらの丘クリニック
- (2) 所在地 広島県福山市駅家町大字法成寺108番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 兼 医師 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、他の従業者と共同し介護予防通所リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画を作成するとともに、自らも事業の提供に当る。

- (2) 介護職員 1名以上

介護職員は、介護予防通所リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画に基づき、事業の提供に当る。

- (3) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、他の従業者と共同し介護予防通所リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画を作成するとともにそれらの計画に基づき、事業の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。感染症拡大防止や災害においては、休止や閉鎖をする場合がある。
- (2) 営業時間 9時～18時
サービス提供時間 1単位目 9時～11時
2単位目 11時～13時
3単位目 14時～17時

(指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1単位目10人、2単位目10人、3単位目10人とする。

(指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 生活相談・指導
- (4) 理学療法
- (5) 作業療法
- (6) 言語聴覚療法

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、交通費として通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前2項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - 一 おむつ代 紙おむつ 120円/枚
 - 二 前各号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 4 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市（駅家町、御幸町、加茂町、芦田町、山野町、新市町、神辺町）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) リハビリ等を医師その他従業者の指導のもとに受けるようこころがけること。
- (2) リハビリ用の機器を利用する場合は、従業者の許可を得て使用すること。

(非常時災害対策及び緊急時における対応)

第11条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年1回以上、避難・救出訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生したまたはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業所は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発をば油脂するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) その他の研修

- 2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 事業所は、すべての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団黎明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- ① この規程は、平成16年6月1日から施行する。
- ② この規程は、平成16年8月1日から一部改定する。
- ③ この規程は、平成17年10月1日から一部改定する。
- ④ この規程は、平成20年7月1日から一部改定する。（従業員の変更等）
- ⑤ この規程は、平成20年12月1日から一部改定する。（従業員の変更等）
- ⑥ この規程は、平成21年1月10日から一部改定する。（従業員の変更等）
- ⑦ この規程は、平成21年2月1日から一部改定する。（従業員の変更等）
- ⑧ この規程は、平成22年5月19日から一部改定する。（所在地表示の変更等）
- ⑨ この規程は、平成26年4月1日から一部改定する。（所在地の変更等）
- ⑩ この規程は、平成27年4月1日から一部改定する。（4単位目の削除等）
- ⑪ この規程は、平成30年4月1日から一部改定する。（従業員の員数の変更）
- ⑫ この規程は、令和6年4月1日から一部改定する。（条文の追加など）